# 特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護 評価指針への適合性・妥当性の審査

#### 評価書名

預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務 全項目 評価書

評価実施機関名		
	預金保険機構	
提出日		
	令和3年10月15日	
概要説明日		

令和3年10月20日

## (目次)

0	全体的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
0	特定個人情報ファイル(名寄せ検証用テーブル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
0	特定個人情報ファイル(本人確認情報照会結果ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
0	評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
0	総評・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
0	個人情報保護委員会による審査記載事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

#### 全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報 ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(1)しきい値判断 に誤りはないか。		_	ı	l	認めら	対象人数が30万人以上に該当するため、 全項目評価を実施することは、指針に適合 している。
(2)適切な実施主 体が実施している か。	_	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	-	_	認めら	特定個人情報ファイルは、預金保険機構が預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	_	_	_	_	問題は 認めら れない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に 実施しているか。	_	_	_	_	問題は 認められない	特定個人情報保護評価に関する規則等において、評価実施機関は、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとされている。 預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務は、平成28年11月に直近の評価書を公表しており、規則等の趣旨に沿った適切な時期に、特定個人情報保護評価の再実施を行っている。
(5)適切な方法で 広く国民の意見を 求め、得られた意 見を十分考慮した 上で必要な見直し を行っているか。	_	_	_	_	問題は 認められない	国民への意見募集については、預金保 険機構のホームページにて、31日間実施した。 なお、寄せられた意見はなかった。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	6箇所	審査 結果	所見
(6) 特定個人情報 ととは となるで をなるで を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	_	_			認めら れない	預金保険法による預金等に係る債権の 額の把握に関する事務について、求められる事項が具体的に記載されている。 また、情報セキュリティポリシー及びその 下位規程について、政府統一基準群に準 拠しており、政府機関等の情報セキュリティ 対策と同等の対策を講じていること、2019 年度のポリシー改定においては、情報セ キュリティインシデントに対処するための体 制として、預金保険機構のSIRTを設置する とともに、預金保険機構が保有する情報及 び情報システムについてのリスク評価を行 い、必要な対応を行う仕組みを導入してい ること等、その他のリスク対策についても具 体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(7)記載情報を記れた特護 (7)記載情報を記れた (7)記載情報を記載情報を記述者 (7)記載情報を記述者 (7)記載情報を記述者 (7)記載情報を記述者 (7)記載者 (7)記述者	_	_	_	_	認めら	預金保険法による預金等に係る債権の 額の把握に関する事務における番号制度 への対応は、預金保険部、システム統括室 が行っており、特定個人情報保護評価の 対象となる事務の実施に当たって、リスク を軽減させるための措置の実施等につい ては、責任を負うことができる部署である。
		2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3	I 1. ②	問題は認められない	
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.3	I 2. ②	問題は 認めら れない	
(8)特定個人情報 保護評価の対象	①特定個人情報	4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.3	I 2. ③	該当な し	預金保険法による預金等に係る債権の 額の把握に関する事務のうち、金融機関の 破綻処理時の名寄せ及び名寄せデータの システム検証において、それぞれ特定個人 情報ファイルを使用することが事務の流れ に即し具体的に記載されている。
したる東致の中家	ファイルを取り扱う 事務やその事務 において使用する システムについ て、基本情報を具 体的に分かりやす く記載しているか。	5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.4	I 4. ①	問題は 認めら れない	また、別添1の事務の内容において、破綻金融機関から提出される電子記録媒体及び閉域網を利用したデータ伝送により個人番号を入手し、破綻処理業務システムに登録する等、事務において取り扱う特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されているほか、特定個人情報ファイルを利用することにより、預金者等情報に係る確認作業の負担が軽減し、金融機関破綻時における預金等の払戻しの円
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P.4	I 4. ②	問題は 認めら れない	滑化に繋がることが期待されるメリット等に ついても具体的に記載されている。
		7. 事務に関わる者、 事務において使用す るシステム、事務にお いて取り扱う情報の流 れを具体的に記載し ているか。	P.5 ~ P.7	I (別添1)	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(9) 特ルストーリップでは、1000円で	_	_	P.17 ~ P.33	III., IV		全項目評価書に例示されている各リスク にどのように対応しているかが具体的に記 載されている。
		70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.33	IV 1. ①	問題は 認められない	「預金保険機構保有個人情報管理規程」に基づき、保有個人情報及び個人番号の点検を行うこと、「預金保険機構情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ対策の自己点検を実施していること、また、自己点検の結果、全体として遵守率が低かった項目については、職員への注意喚起、研修内容への反映を行い、機構全体として改善を図っていることのほか、チロ、情報セキュリティ責任者及び情報システムセキュリティ責任者による各部課室で保有する情報及び所管する情報システムセキュリティ
(10)特定されたリスクを軽減べきまするために講ずての記載は具体的か。 (11)記載されたりスクを軽減させるためのプライバシー	⑨特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 給・監査や従業者	71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。	P.33	IV 1. ②	認めら	関するチェックを行っていること等が具体的に記載されている。 監査については、「預金保険機構保有個人情報管理規程」に基づき、保有個人情報等の管理の状況について監事による監査を行っていること、「預金保険機構情報セ
等の権利 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P.33	IV 2.	問題は 認められない	従業者に対する教育・啓発については、 「預金保険機構保有個人情報管理規程」に 基づき、保有個人情報等の保護制度の体 系、最近の漏えい等事案等に関して全職
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P.35	VI 2. ⑤	問題は 認めら れない	寄せられた意見がなかったことが記載さ れている。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	6箇所	審査 結果	所見
(12)個人のプライバシーの保護・住民・公園とは、類の個人のでは、類の信特とは、質の信特とは、時間では、場の個人のでは、では、一般には、のでは、できない。	_	_	P.1	表紙	問題は 認めら	預金保険機構は、「預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、発生さ個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号である。特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.8	II 2. ③	問題は認 められな い	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.8	I 2. ④	問題は認 められな い	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.9	п з. 4	問題は認 められな い	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.9	I 3. ⑤	問題は認 められな い	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.9	II 3. ⑥	問題は認 められな い	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.9	Ⅱ 3. ⑧	問題は認 められな い	特定個人情報の使用目的として、金融機関が破綻した場合の名寄せを行うこと、金融機関の破綻処理時の円滑な名寄せを確実なものとするため、平時のシステム検証においても、個人番号を含む名寄せデータ
	取扱いプロセ	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.9	II 3. ®		の提出を受け、名寄せ処理を行った上で、 機構指定フォーマットの掲載データに係る 検証を行うこと等が具体的に記載されてい
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具	スの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報の 定個人情報 ファイルの取	15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.9	II 3. ®	問題は認 められな い	る。     また、特定個人情報が記録されたデータ  は、預金保険機構のデータセンター内に設  置されたストレージ装置に、暗号化した状
体的か。当該事 務における特定	切いの未託	16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.10	I 4. 2	該当なし	態で保存すること、金融機関から提出を受けた特定個人情報が記録された電子記録 媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が、施錠可能なキャビネットに保
を併せて記載しているか。	の保管・消去) について、具	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.10	II 4. ⑤	該当なし	管すること、システム検証時に取り扱った特定個人情報については、検証が終了した都度、消去・廃棄すること、金融機関の破綻処理時に利用した特定個人情報については、すべての預金者等の名寄せが完了し、預金保険で保護される預金の払戻し
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.10	II 4. (8)	該当なし	等が終了した後、破綻処理事務の観点から保有の必要がなくなった際に、消去・廃棄すること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、保管・消去)について具体的に記載されている。
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.10	II 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.11	I 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.11	II 6. ①	問題は認 められな い	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.11	I 6. ②	問題は認 められな い	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する 方法を具体的に記載しているか。	P.11	II 6. 3	問題は認 められな い	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認 められな い	
(10)特定されたリ		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認 められな い	対象者以外の情報の入手を防止する措
スクを軽減するために講べき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、	れたリスクを 軽減するため に講ずべき措 置を具体的に	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 2. リスク3:		置について、預金保険制度の対象金融機関が保有する名寄せデータを、当該金融機関から提出を受けるものであり、これ以外に入手する経路はないため、対象者以外の情報を入手することはないことが具体的に記載されている。 入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失を防止するリスク対策として、金融機関
シー等の権利利 益の侵害の未然 防止、国民・住民 の信頼の確保と いう特定個人情	記載しているか。記載しているれた対策は、特にでは、特にでは、特にの日道にはのいる。	28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	が電子記録媒体を持ち込む際は、データを暗号化した上で施錠できる搬送容器を利用すること、授受簿により電子記録媒体の授受を管理すること、また、金融機関に設置した伝送端末を用いてデータ伝送を行う場合には、データを暗号化した上で、通信会社の提供する閉域網を使用すること、伝送端末はインターネットから分離していること等が具体的に記載されている。
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.17	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見	
			32. 宛名システム等において、特定個人情報が、 使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評 価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱 われないよう、講じている対策を具体的に記載し ているか。記載された対策は、特定個人情報保護 評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
			33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	ない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、破綻処理業務システムにおいて特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置(伝送端末、読込装置、実行・監視装置、端末装置)では、ログイン時	
	報の使用につ いて、特定さ れたリスクを	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	皿 3. リスク2:	問題は認 められな い	にIDとパスワードにより認証管理を行うこと、特定個人情報にアクセスした履歴等はログとして保存され、ログは、定期に及び必要に応じ随時にチェックを行うこと、また、実行・監視に、破綻処理業務システムの処理を実行させるためのID・パスワードで認証を行うこと、特定個人情報へのアクセ	
	軽減するために講ずるために講ず体的に置いまではない。 記策はいいるい 対策ははない 特定個人情報保		P.18	皿 3. リスク2:	問題は認 められな い	ス権限は、システム管理者のみに限定すること等が具体的に記載されている。 不正に複製されるリスク対策として、破綻処理業務システムの各端末・装置では、ID及びパスワードで操作者が限定されていること、特定個人情報ファイルへのアクセス	
	護評価の目的に照らし妥当なものか。	37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク2:	められばい	はシステム管理者以外できないこと、ハードディスクの暗号化を行っていること、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしていること、インターネットから分離していること、破綻処理業務システムが保有書き出しができないよう、システム的な措置を講ずること、名寄せ検証用テーブルについては、全て暗号化されていること、アクセスの履歴をログとして保存していること等が具	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	体的に記載されている。	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認 められない		
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.19	III 3. その他の リスク	該当なし		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	<b>当</b> 箇所	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当なし	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	該当なし	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 記録	該当なし	
	報の委託についたリスクをを対して、特定されたリスクを軽減ずべきたいまできましている。	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託そから他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 提供ルー ル	該当なし	_
	護評価の目的に照らし妥当なものか。	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 消去ルー ル	該当なし	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	該当なし	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.20	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
	<ul><li>6特定個人情</li></ul>	50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを 定めている場合は、ルールの内容やルール遵守 の確認方法を具体的に記載しているか。記載され た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
	べき措置を具	51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし	_
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.21	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	<b>Ⅲ</b> 6. リスク3:	該当なし	
	ステムとの接 続について、 特定されたリ スクを軽減す るために講ず べき措置を具	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	III 6. リスク4:	該当なし	
	は、特定個人情報保護評価の目的に昭ら	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	III 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	<b>Ⅲ</b> 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	III 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.22	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該主	当箇所	審査結果	所見
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	皿 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認 められない	物理的対策として、特定個人情報を保管するサーバ機器が管理されている預金 保険機構データセンターには、入退室認証 設備のほか、施錠装置、警報装置、監視 設備を設置すること、端末操作を行う執務 室は、出入口に入室認証装置を設置し、 部外者の侵入を防止すること、電子記録
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	III 7. リスク1: ⑨	該当なし	媒体の読込装置や実行・監視装置は、預金保険機構の業務区域内に入室管理を行う専用の部屋に設置すること、データセンター内サーバ室に機器や電子記録媒体等を持ち込む場合、データセンター入面を受けること、データセンター内サーバ室に入室する際には、デジタルカメラ等撮影機器や携帯電話の持ち込みを禁止すること等が
	情報保護評価	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	具体的に記載されている。 技術的対策として、破綻処理業務システムの各端末・装置は、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作ーによるアクセス権限を付与ること、ハログディスクの暗号化を行っていることと、ハログオフ時、又は業務すること、と、ハーグイディスク内のデータを消去すると、提供トージャーネットと分離さるに接続であると、提供トージャーネットと分離さるに表に、名のでは、大提供トージャーネットと分離さるに表に、名のでは、大提供トージャースを使用へのアクセスについては、大場取りに、大会のでは、大きである。 できない。こと、また、名のでは、大会のないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.24	皿 7. リスク1: ⑩	問題は認 められな い	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 7. リスク3:		消去又は専用シュレッダーで破砕することにより、復元困難な状態にし、管理簿等にその旨を記載すること、情報が記録されるハードウェアを破棄した際には、廃棄した業者より証明書の提出を受けること等が具体的に記載されている。
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.24	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	<b>当箇所</b>	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.12	I 2. 3	問題は認められない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.12	II 2. ④	問題は認 められな い	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.13	пз. 4	問題は認 められな い	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.13	II 3. ⑤	問題は認 められな い	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.13	I 3. 6	問題は認 められな い	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.13	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない	
	報ファイルの 取扱いプロセ	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.13	II 3. ®	該当なし	
(8)特定個人情 報保護評価の対 象となる事務の	入定する 手・使情で で大いの では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.13	II 3. ®	問題は認 められな い	
体的か。当該事 務における特定		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.14	II 4. ②	該当なし	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.14	II 4. ⑤	該当なし	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.14	II 4. ®	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.14	II 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.15	II 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.15	II 6. ①	問題は認 められな い	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.15	II 6. 2	問題は認 められな い	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する 方法を具体的に記載しているか。	P.15	II 6. ③	問題は認 められな い	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認 められな い	
(10)特定されたリ		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認 められな い	対象者以外の情報の入手を防止する措
スクを軽減するために講べき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、	いれ軽に置記かた定護にないれ軽に置記かた定護にないすず具し記策人価らのがはないさ、報目ののがは、対しまでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認 められな い	置について、住基ネットによる一括照会は、本人確認情報として照会が必要な対象者を収録したシステムファイルを送受信することにより、本人確認情報を取得することになるため、対象者以外の情報を入手することはないことが具体的に記載されている。 入手の際の特定個人情報の漏えい・紛
シー等の権利利 益の侵害の未然 防止、国民・住民 の信頼の確保と いう特定個人情		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	失を防止するリスク対策として、地方公共 団体情報システム機構との接続は専用回 線のみであり、インターネットと接続してい ないこと、また、住基ネットより特定個人情 報ファイルをダウンロードして電子記録媒 体に保存する際には、住基ネット端末管理 者の許可を得て、立会人を設けて不正に 複製できない取扱いとすること等が具体的 に記載されている。
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	TERESTAC TO CO
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認 められな い	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.25	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、 使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評 価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱 われないよう、講じている対策を具体的に記載し ているか。記載された対策は、特定個人情報保護 評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認 められな い	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	III 3. リスク2:	問題は認 められな い	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、住基ネット端末管理者が、 位基ネット端末操作者を指定した上で、個人ごとに利用権限を設定し、住基ネットの
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	皿 3. リスク2:	問題は認 められな い	生体認証装置によるユーザ認証を行うこと、アクセス権限の発効は、必要最小限の範囲に限って行うこと、アクセス権の失効は、システムのアクセス権限を管理する者が、アクセス権を削除し、削除の記録を行うこと、住基ネットにおいて、アクセスした履歴は、預金保険機構に設置するサーバに
	置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保		P.26	皿 3. リスク2:	問題は認 められな い	保存され、住基ネット端末管理者が、定期に及び必要に応じ随時にチェックを行うこと等が具体的に記載されている。 不正に複製されるリスク対策として、本人確認情報データが保存された電子記録媒体は、住基ネット端末管理者が、施錠・主ないは、住基ネットは関連では、は基ネットと接続していないこと、住基ネットより特定個では、住基ネットはででは、に保存する際には、住基ネットが未管理者の許可を得て、立会人を設けて不正にに収存する際には、住基ネット端末管理複製できない取扱いとすること、住基ネット端末管理複製できない取扱いとすること、住基ネットが、必要に応じてチェックすること等が具体的に記載されている。
	護評価の目的 に照らし妥当 なものか。	37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	皿 3. リスク2:	められな い	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	皿 3. リスク4:	問題は認 められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.27	II 3. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	III 4. 情報管理 体制	該当なし	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	III 4. 閲覧者の 制限	該当なし	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 4. 記録	該当なし	
	いて、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール連守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 4. 提供ルー ル	該当なし	_
	か。記載された対策は、特定個人情報保護評価というでは、またが、のからにいる。	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 4. 消去ルー ル	該当なし	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	皿 4. 委託契約 書中の規 定	該当なし	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.28	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
	⑥報転特スるべ体で載は情のしか 情報に定さをめ措にあれた定護にも を提いれ滅講を載に、対個評照の 人・でた滅講を載は、対個評照の	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを 定めている場合は、ルールの内容やルール遵守 の確認方法を具体的に記載しているか。記載され た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし	_
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.29	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	III 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	<b>Ⅲ</b> 6. リスク3:	該当なし	
	ステムとの接 続について、 特定されたリ スクを軽減す るために講ず べき措置を具	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	III 6. リスク4:	該当なし	
	は、特定個人情報保護評価の目的に昭ら	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	<b>Ⅲ</b> 6. リスク5:	該当なし	_
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	III 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	III 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.30	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見	
	<ul><li>⑧報去特スるべ体で載は情のしか</li><li>りかに定りたき的いさ、報目妥らにでいれ軽に置記かた定護になしてた減講を載。対個評照も</li><li>情消、リすず具し記策人価らの</li></ul>	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認 められな い		
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	III 7. リスク1: ⑥	問題は認められない		
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	物理的対策として、住基ネット端末操作を行う執務室は、出入口に入室認証装置等を設置し、部外者の侵入を防止すること、特定個人情報を記録した電子記録媒	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	体は、住基ネット端末管理者が施錠可能なキャビネットに保管し、管理すること、電子記録媒体の受渡しを管理簿により管理すること等が具体的に記載されている。 技術的対策として、住基ネット端末は、ID及び生体認証により操作者を限定していること、インターネットや他のネットワークに接続できない専用端末を使用すること、破	
		載された対策 は、特定個人 情報保護評価 の目的に照ら し妥当なもの	66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑩		綻処理業務システムとは回線で結ばれておらず、名寄せ検証用テーブルにはアクセスできないこと、住基ネットより特定個人情報ファイルをダウンロードして電子記録媒体に保存する際には、住基ネット端末管理者の許可を得て、立会人を設けて不正に複製できない取扱いとすること、住基ネット
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	ヘアクセスした履歴を住基ネット端末管理 者が、必要に応じてチェックすること等が具 体的に記載されている。	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認 められな い		
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.32	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は認められない		

### 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査 結果	所見
(10) 特軽 (10) 特軽ずい体 特軽ずい体 を講つ具 記をののの等侵、頼特護照の をがある措記。 (11) をののの等侵、頼存護照の をはは、利未住保人の妥 には、、利然民と情目当	⑩その他、評価実施機関に特有な問題や 懸念に対し、特定されたリ	74. 特定個人情報保護評価に関する規則等の趣旨に則り、5年間の社会情勢の変化や運用実績等を踏まえた特定個人情報ファイルの取扱いに係るリスク対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24 P.33 等	Ⅲ 7. リスク4: Ⅵ. そのリス のリス策 等	問題は認められない	・情報が記録されるハードウェアを破棄した際には、廃棄した業者より証明書の提出を受けること・情報セキュリティポリシー等は、政府統一基準群に準拠し、政府機関等の情報セキュリティ対策と同等の対策を講じていること、ポリシー改定により、情報セキュリティインシデントに対処するための体制として、預金保険機構CSIRTを設置するとともに、機構が保有する情報及び情報システムについてのリスク評価を行い、必要な対応を行う仕組みを導入したこと等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

## 【総評】

- (1) 預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務においては、特定個人情報ファイル を取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認め られないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に 記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 5年間の社会情勢の変化や運用実績等を踏まえた特定個人情報ファイルの取扱いに係るリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

## 【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、破綻処理業務システムをインターネット等の外部ネットワークから分離する等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、 実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。